売買取引の条件について

(2021年6月30日現在)

奈良県中央卸売市場 青果部

株式会社奈良大果

弊社では、卸売市場法や奈良県中央卸売市場業務条例に基づき、以下のとおり、売買取引の条件を定めています。

- 1 営業日及び営業時間について
 - (1) 営業日 「令和3年 臨時休開場日カレンダー」のとおり

奈良県中央卸売市場ホームページ参照

(2) 営業時間 営業部門 午前 5 時~午後 2 時

管理部門 午前 8 時 00 分~午後 4 時 30 分 ※荷受業務については、この限りではありません。

- 2 取扱品目について
 - 野菜、果実及びこれらの加工品・規則で定める他の食品
- 3 生鮮食料品等の引渡しの方法について
 - 出荷者に関しては受託契約約款、買付契約約款もしくは当事者間協議の上決定
 - 販売先に関しては市場内卸売場もしくは当事者間協議の上決定
- 4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額について
 - 受託契約約款、買付契約約款に準ずる
- 5 生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等の支払期日及び支払方法について
 - (1) 支払期日 各取引先との協議の上決定
 - (2) 支払方法 送金その他各取引先との協議の上決定した方法
- 6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買仕切金等以外 の金銭について
 - 各取引先との協議の上決定

以上